下田市水道水源保護条例(平成4年3月11日条例第2号)

最終改正:令和2年3月13日条例第6号改正内容:令和2年3月13日条例第6号

〇下田市水道水源保護条例

平成4年3月11日条例第2号

改正

平成15年10月3日条例第11号

平成19年2月14日条例第1号

令和2年3月13日条例第6号

下田市水道水源保護条例

(目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第2条の規定に基づき、本市の水道に係る水質の汚濁を防止し、清浄な水を確保するため、その水源を保護し、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市長」とは地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第9条に規定する業務を執行し、その事務を担任する者をいう。

- 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 水源 法第3条第8項に規定する取水施設の周辺地域で、水道の原水の取入れに係る区域をいう。
 - (2) 水源保護地域 本市の水道に係る水源及びその上流地域で、市長が指定する区域をいう。
 - (3) 対象事業場 別表に掲げる事業を行う事業場をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、水源の保護に係る施策の実施に努めなければならない。

(市長の責務)

第4条 市長は、水源の水質の保全に努めなければならない。

(住民等の責務)

第5条 何人も、本市が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

(財源の確保)

第6条 本市は、水源保護施策の円滑な実施を図るため、必要な財源の確保に努めなければならない。

(水質保全施策の推進)

第7条 市長は、水源保護地域での本市が行う水質保全のための事業を推進するため、その費用の一部を負担することができる。

(水源保護地域の指定等)

第8条 市長は、水源の水質を保全するため、水源保護地域を指定することができる。

- 2 市長は、水源保護地域を指定しようとするときは、第16条に規定する下田市水道水源保護審議会(以下 「審議会」という。)の意見をあらかじめ聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により、水源保護地域の指定をしたときは、その旨を直ちに告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、市長が水源保護地域を変更し、又は解除しようとする場合について準用する。

(事業計画基準)

第9条 市長は、水源保護地域における対象事業場の設置に関する事業計画の基準(以下「計画基準」という。) を、規程で定める。

2 市長は、計画基準を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見をあらかじめ聴かなければならない

(事前の協議等)

第10条 水源保護地域において、対象事業場を設置しようとする者(以下「事業者」という。)は、規程で定めるところにより、あらかじめ市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議の申出があった場合は、必要に応じ審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、事業者が第1項の規定による協議をせず、又は協議の見込みがないと認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて、協議をするよう勧告することができる。

(協議事項の変更)

第11条 前条第1項の規定による協議をした者は、その協議に係る事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更命令)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による協議又は前条第1項の規定による届出があった場合において、事業者の事業計画が計画基準に適合しないと認めるときは、協議又は届出を受けた日から起算して60日以内に限り、 当該事業者に対し事業計画の変更を命ずることができる。

2 市長は、第10条第1項の規定による協議又は前条第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間に同項の命令をすることができない理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、同項の期間内に第10条第1項の規定による協議又は前条第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知するものとする。

(着手の制限)

第13条 第10条第1項の規定による協議をした者又は第11条第1項の規定による届出をした者は、その協議又は届出をした日から起算して60日(前条第2項の規定による期間延長の場合には、その延長期間)を経過した後でなければ対象事業場の設置に着手してはならない。ただし、市長は対象事業場の設置が水源の保護に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(一時停止命令)

第14条 市長は、事業者が第10条第3項の規定による勧告若しくは第12条第1項の規定による命令に従わないとき、又は前条の規定に違反したときは、当該事業者に対し期限を定めて、対象事業場の設置の一時停止を命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、事業者に対し前条の規定による一時停止を命じたときは、その旨及びその命令内容を公表することができる。

(審議会の設置)

第16条 水源の保護を図り、水道事業を円滑に推進するため、下田市水道水源保護審議会を設置する。

2 審議会は、この条例の規定により、その権限に属する事項を処理させるほか、本市の水道に係る水源の保護に関する重要な事項について調査審議する。

(組織)

第17条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関団体等の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第21条 委員の報酬及び費用弁償の額は、下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和45年下田市条例第3号)の規定による。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、平成4年7月1日から施行する。ただし、第16条から第23条までの規定は、公布の日から施行する。

附則(平成15年10月3日条例第11号) この条例は、公布の日から施行する。

附則 (平成19年2月14日条例第1号抄) (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月13日条例第6号) この条例は、令和2年7月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

事業の名称

- 1 ゴルフ場
- 2 リゾート関連事業 (別に市長が定める。)
- 3 砂利採取業、採石業
- 4 産業廃棄物処理業
- 5 鉱業
- 6 残土処理場